

<祈りのために>

八日の後、弟子たちはまた家の中におり、トマスも一緒にいた。戸にはみな鍵がかけてあったのに、イエスが来て真ん中に立ち、「あなたがたに平和があるように」と言われた。

(ヨハネによる福音書 20 章 26 節〔聖書協会共同訳〕)

弟子たちは、「週の初めの日」、復活の主に相まみえます。そして「あなたがたに平和があるように」との祝福にあずかり、「私もあなたがたを遣わす」との言葉と共に世に遣わされたのです。しかし、「八日の後、弟子たちはまた家の中に」います。

弟子たちは閉じこもっていたわけではないでしょう。主の平和に満たされ、その平和を伝えるべく、世に向けて歩み出したはずです。にもかかわらず、復活の主との出会いなどなかったかのように戸に鍵をかけているのです。

それは、主の平和が、弟子たちの考える平和とは違っていたからです。キリストが復活したからには、その主に「平和があるように」との言葉をいただいたからには、自分たちはもう昨日までの自分たちではない、そこには輝かしい勝利と栄光とがあるはずだと弟子たちは考えたのではないのでしょうか。

弟子たちはなお「イスラエルのために国を建て直してくださるのは、この時ですか」(使徒 1:6) と、「ローマの平和」を軍事的・政治的に凌駕する「イスラエルの平和」を打ち立てることを夢想しているのです。

けれども、そうはなりません。弟子たちは相変わらず、弱く、乏しく、貧しいままでした。「主はよみがえられた」「イエス

は生きておられる」との復活の知らせも、人々が信じるものとはなりません。

復活を信じなかったのはこの世の人々だけではありません。使徒の一人トマスさえ「この手をその脇腹に入れなければ、私は決して信じない」と言い張るのです。

けれども、まさにその弟子たちの「真ん中」にキリストが立って下さいます。見えなくても、気がつかなくても、信じることさえできなくても、キリストは確かによみがえり、たとえ何があろうとも私たちと共にいて下さることを明らかにして下さるのです。

苦しむときも、悩むときも、自分の弱さに打ちのめされるときも、批判され、笑われ、困窮し、行き詰まる時にも、この世界に誰一人味方がいなくなっても、この私のために十字架につき、血を流し、肉を裂き、死んで葬られ、そして甦られたお方は、私の傍らにいて下さる、これが「主の平和」です。

このキリストの平和なしに、真実の平和を来たらせることはできません。それは「力による秩序」を打ち立てることにしかならないからです。キリストの平和は「剣や槍を必要とはされない」(Iサムエル 17:47)平和なのです。この「弱さの中で完全に現れる」(IIコリント 12:9)復活の主の力に歩みたいのです。

<祈り> 神様、あなたは、あなたがキリストを通して教え、あらわし、実現して下さった真実の平和を、その平和にあずかる者たちを通して世にあらわそうとして下さいます。力による平和ではなく、弱さの中で現れるキリストの平和をこそ願い、求め、伝え、あかしする者たちとして下さい。

芳賀 繁浩 (大会靖国神社問題特別委員会委員・豊島北教会牧師)

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む(6)

井上 豊(広島長束教会牧師)

Q7 民主主義について、具体的に考えるべき事柄は何ですか？

A7 まず為政者の責任です。2015年に成立した安全保障関連法は、違憲の疑いがあるにもかかわらず、憲法の解釈を強引に変え、成立を強行させました。法治国家として異常なことです。これを成し遂げた為政者たちは、国民と共に為政者も法に服するという「法の支配」の原則からも逸脱しています。このような民主主義の重要な理念を軽視する人たちが、憲法の改正をしようとしているのですから、民主主義は危機に瀕していると言わざるをえません。

しかしこれは、為政者だけを批判して済む問題ではなく、国民にも責任があります。このような事態を憂慮する人もいますが、大多数の人はあまり危機感を抱かず、無関心です。そして経済政策などで目先を逸らされ、時間が経てば忘れてしまいます。為政者もそうしたことは計算済みなのでしょうが、国民が気づかなければどうなってしまうのでしょうか。

このことの最悪の例として知られているのは、ドイツのナチスの登場の仕方です。当時のドイツには、ワイマール憲法という民主的な憲法がありました。ナチスは、クーデターではなく、この憲法下での選挙という正規の手続きを経て第一党になりました。そして、全権委任法で憲法を無力にして独裁体制を敷きましたが、人々はこれを熱狂的に歓迎したのです。

これは遠い昔の極端な例ではありません。今日でも洋の東西を問わず、既成の体制を声高に批判する人はもてはやされ、多くの支持を集めます。私たちが権力を付託している為政者の動向に無関心でいると、公権力の暴走を許すこととなります。(次号に続く)

新Q7-1 2015年の安全保障関連法が「憲法の解釈を強引に変え」とされるのはどういうことですか？

新A7-1 2015年9月19日に衆議院本会議で強行採決された平和安全保障関連2法案に関することです。

当時、安倍首相は私的な諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)をつくり、報告書を出させました。その報告書は「集団的自衛権の行使を可能とすることは、他の信頼できる国家との関係を強固にし、抑止力を高めることによって紛争の可能性を未然に減らすものである」、また「憲法第9条が国連の集団安全保障措置への我が国の参加までも禁じていると解釈することは適当ではなく、国連の集団安全保障措置は、我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力の行使に当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべきである」などとしています。

安倍首相はこの報告書を理論的な根拠として、法案を成立させました。しかしよく考えてみると、報告書が言っているのはたいへんに重大なことで、ほんらい憲法を「改正」しなければ出来ないはずのことを、憲法解釈を強引に変更することで、いわば超法規的に行ってしまう

たと言わなければならないことが民主主義国といわれる日本で起こってしまったのです。

新Q7-2 「大多数の人はあまり危機感を抱かず、無関心です」と言われますが、日々の生活に追われて政治のことを考える時間的な余裕がありません。これはそんなに悪いことなのでしょうか。

新A7-2 政府の政策のために国民の状況が急激に悪化すると国民は立ち上がって抵抗するでしょう。しかし変化がゆっくりだと国民はあまり危機感を持たず、気がついた時はもう手遅れになっています。

2013年、麻生副首相は「ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていた。誰も気づかないで変わった。あの手口に学んだらどうかね」と発言しました(批判を受けて撤回)。選挙という民主的手段を用いて第一党となった勢力が国に独裁体制を敷くことがあるのです。昔ドイツで起こったことがこれからの日本で起こらないとは言えません。

今の日本で、改革を唱える政治勢力が実は民主主義に逆行する方向を向いているという可能性は排除できません。声の大きな人に惑わされず、真実を冷静に見極めることが大切です。

内閣支持率の続落する世論調査の結果と岸田政権の今後を見据える

毎日新聞社と社会調査研究センターは、9月17日、18日の両日、全国世論調査を実施しました。その結果、岸田内閣の支持率は、前回調査の8月20、21日の36%から7ポイント下落して、29%になりました。内閣支持率が30%を切るのは、2021年10月の政権発足以降初めてです。前回調査でも、その前の調査に比べて16%減少しており、下落傾向が続いています。不支持は64%で前回の54%から10ポイント増加しました。自民党の支持率も前回の29%から6ポイント低下し23%でした。与党の支持率が30%を切ったことで、岸田内閣は早くも政権運営の危機に瀕しているとも見ることができます。

参議院選挙で安定多数を確保したはずの自民党や岸田内閣の支持率が低下したのは、明らかに、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の問題や安倍晋三元首相の国葬決定が影響していると思われます。旧統一教会の問題を巡る岸田政権の対応について、「評価する」が12%だったのに対し「評価しない」は72%でした。国民の多くが岸田政権のこの問題の対応に納得していないことが分かります。また「旧統一教会の問題で自民党が所属議員を対象に行った調査は、これで十分だと思いますか」という質問にも「十分だ」と回答した人が14%に対し、「不十分だ」と回答した人が76%と大幅に上回っています。自民党は8日、旧統一教会や関連団体との関係を巡る点検結果を公表し、何らかの接点があったと回答した国会議員は179人に上ったのですが、公表後も新たに接点が判明する事例が相次いだこともあり、調査に納得していない人が大半であることが分かります。「自民党は安倍氏と旧統一教会との関係についても調査すべきだと思うか」という質問にも「調査すべきだ」が68%で「調査する必要はない」の24%を大幅に上回っています。自民党は安倍氏が死去したため調査対象としないと説明しているのですが、有権者は納得していないのです。

旧統一教会の問題に対する岸田内閣の対応に、多くの人が納得のいかない中で岸田首相は、議論の分かれる国葬を国会の議論も経ないで決定しました。「政府は、安倍元首相の国葬を9月27日に実施する予定です。国葬に賛成ですか」という質問に対しては、賛成27%、反対62%と、反対が賛成を大幅に上回っています。自民党支持層でも2割が国葬に反対という結果でした。政権発足当初、首相の「人の話を聞く」「丁寧に説明する」という姿勢に、政権運営に強引さが目立った安倍政権より期待する雰囲気があったのですが、最大派閥である旧安倍派にばかり配慮する岸田首相の姿勢と後手に回る対応が、国民の失望を招き、内閣支持率の急低下につながっていると見ることができます。加えて、岸田首相は、原発の新設や増設を検討する方針を示しました。「原発の新増設に賛成か」という質問に対し、賛成が36%で、反対の44%を下回りました。「どちらとも言えない」は20%でした。18～39歳は賛成が反対を上回っていますが、40～50代は賛成と反対がそれぞれ約4割で拮抗し、60歳以上は反対が賛成を上回っていて、年代による温度差がうかがえます。

旧統一教会の問題で改めて政治と宗教の問題に社会の関心が集まっていますが、教会は偽りの宗教と真の信仰との違いを世に明らかにしつつ、政治と宗教の癒着を防いでいくという、古くて新しい課題にこれからも地道に取り組んでいかねばなりません。それは福音の宣教と表裏一体の務めなのです。

条広国（函館相生教会牧師、大会靖国神社問題特別委員会書記）

<ヤスクニ問題関連ニュース>

○ 安倍元首相と旧統一教会系が共鳴した「家庭教育支援法案」の危うさ 地方でも推進し 10 県 6 市では条例化

自民党が制定を目指した「家庭教育支援法案」は、伝統的な家族観を重視してきた安倍晋三元首相らの肝いりの政策であり、保守系団体や世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の関連団体が後押しをした。根強い批判の中で、地方では同じ趣旨の条例を制定する動きが進む。どんな内容か。

◆家庭は「愛の学校」うたう

「今こそ家族を守れ」「『家庭教育支援条例・基本法』で絆を取り戻せ」

教団関連団体「国際勝共連合」の月刊誌「世界思想」の 18 年 2 月号に、特集が組まれている。神奈川県内の議会に、法制定を求める陳情が相次いで出されていた時期と重なる。

記事は、家庭について「人間の心に腹の底からの幸せ感を体験させることができるようにする『愛の学校』なのだ」などと説明し、家庭教育支援の重要性を強調。国家による家庭への介入だとの法案への批判は「的外れ」と断じた上で、法制定を急ぐべきだと主張している。

◆「古い家族像」教団と共鳴か

法案は家庭の教育力の低下を根拠に、家庭教育を支援する施策の推進を目指し、国や学校、地域住民の責務や役割も盛り込んでいる。基になったのは、第 1 次安倍政権下で 06 年に成立した改正教育基本法だ。「保護者が子の教育に第一義的責任を有する」とし、国や地方自治体に家庭教育の支援施策に努めるよう定めた。

「教団は家長主義的な思想で、男女共同参画や性の多様性を否定してきた。法案には女性の社会進出の視点が欠け、古い家族像が前提となっており、教団が共鳴する内容といえる」。教団に詳しいジャーナリストの鈴木エイト氏は、関連団体が法案を推進する背景をそう指摘し、「日本会議などとも連動して地方議会から中央に意見書を出させ、法整備を働きかける動きは他の政策でも見られる」と話す。

<編集後記> 本日、安倍元首相の「国葬」が行われている。「安倍政治」こそ、葬られねばならないのではないだろうか。キリスト教会の果たすべき役割は、決して小さくない。K.K.

◆支援名目で親を「教化」

法制化と並行するかたちで、地方では同じ趣旨の「家庭教育支援条例」が導入されてきた。昭和女子大の友野清文教授（教育史）によると、今年 6 月までに静岡県や茨城県など 10 県 6 市が制定。自民議員が提案するケースが多く「思想が近い親学推進協会（一般財団法人としては解散）や日本会議と連動して広がった」と友野教授は分析する。

法案や条例に対し、野党や各地の弁護士会は「家庭教育への公権力の介入を招く」と批判。法案は 17 年に提出を断念後、棚上げされているが、地方議会ではなおも立法化を求める意見書が昨年は 5 件、今年も 8 月までに 2 件が可決され、国会に提出された。岡山県議会は今年 4 月に条例を制定した。

友野教授は「支援という名の下に、特定の家族像に合うよう親を『教化』する意図が見える。子どもを権利の主体でなく、客体と捉えている。条例制定は、行政があるべき家族像や子ども像を押しつける危険をはらむ」と警鐘を鳴らす。

（東京新聞 2022.09.03）

○安倍元首相の国葬、会場演出は「桜を見る会」受注業者が落札

安倍晋三元首相の国葬の企画・演出を、「桜を見る会」の会場設営を担った企業が受注した。岸田文雄首相は「適正な手続き」としているが、入札したのはこの 1 社だけ。ほかに送迎バスなどの業務も落札されたが、発注者である政府は、全額国費の業務内容をほとんど説明していない。警備や海外要人の接遇を含む総額は数十億円に上るとされ、強行する岸田政権への批判は高まるばかりだ。（東京新聞 2022.09.06）

○靖国神社問題全国協議会は、11 月 29 日（火）の夜、「ウクライナ報告：戦争と人間の安全保障」のタイトルで、木村公一牧師（日本バプテスト連盟福岡国際教会・糸島集会）にお話し頂きます。

813号ヤスクニ通信 2022年10月9日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）